

IX. 管理運営

1. 大学院の管理運営体制

- a. 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- b. 大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との間の相互関係の適切性
- c. 大学院の審議機関(同上)の長の選任手続の適切性

【現状の説明】

本学大学院では研究科ごとに各専攻の専任教員から選出された委員(原則として各7名)で構成する「京都女子大学大学院研究科委員会」を組織し、下記の事項について審議を行っている。

- (1) 研究・教授・指導に関する事項
- (2) 学生の入学・休学・退学・復学・転学・除籍・復籍・留学及び賞罰に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 試験・成績判定・論文審査及び学位授与に関する事項
- (5) 科目等履修生・研修者・研修員に関する事項
- (6) 研究科担当教員の選考に関する事項
- (7) その他、研究科運営に関する事項

各研究科委員長は互選により選出され、同時に後述の大学院委員会の委員も兼ねる。

また大学院全体に関わる議案を審議するために、学長のともに、各研究科委員会から選出された委員7名(文学研究科4名、家政学研究科2名、現代社会研究科1名)、及び文学部長、家政学部長、現代社会学部長、教務部長の15名を構成員とする「京都女子大学大学院委員会」を設置し、下記の事項について審議している。

- (1) 研究科の研究・教授・指導に関する共通事項
- (2) 研究科担当教員の資格審査基準に関する事項
- (3) 学生の定員に関する事項
- (4) その他、大学院の運営に関する事項

大学院委員会については学長が委員会の招集、及び議長の任に就く。

研究科委員会にて議決された事項については大学院委員会及び教授会に報告が義務付けられており、同様に大学院委員会での議決事項についても各研究科委員会及び教授会への報告が必要となっている。

なお、研究科委員会の事務業務については各学部事務室が、大学院委員会の事務は教務部教学課が担当している。

【点検・評価】【長所と問題点】

前述の通り、各委員会において互いの議決事項の報告が義務付けられているため、3者の相互

関係は密接かつ健全であるといえる。また大学院委員会については学長、教務部長のみならず大学院を持つ全ての学部長が委員として加わっているため、全学的な視点での意見交換が可能となっている点も評価できる。なお、家政学研究科では、研究科委員会の構成員は専任の授業担当者全員となっており、活発な議論がなされている。

また研究科委員会、大学院委員会ともに委員の重任が可能であり、また学部教授会に比べると構成員も少数であるため継続的かつ円滑な審議が可能な反面、閉塞的な感があることも否めないが、現状においては現行制度が妥当であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の大学院は、学部教育の上部組織として研究教育にあたるものとなっているため、大学院として完全に独立した組織にはなっていない。それは、学部学生の継続的発展的な教育研究指導、すなわち学部教育と大学院教育とが有機的密接な連関の上に進められるという点で、評価されようし、運営組織として一応の機能を果たしている。しかし、大学院の充実をめざして改革に取り組み、発達教育学研究科、現代社会学研究科も含めて博士課程の後期課程が整備されつつある現状を鑑みて、よりしっかりした大学院組織の確立が求められるであろう。研究科長を置くことや、大学院委員会・研究科委員会の位置づけの再考、あるいは大学院担当の全教員が参画する大学院教授会のような組織、全学的な討議の場としての大学評議会への参画など、他の教学系部長などとともに、研究科長を中心に、大学全体の教育研究面での方針・改革などを議するテーブルに就くような体制が必要になるものと考えられる。